

News Letter

2013年

4月

中国四国農政局
松江地域センター

「農のある暮らし」「農村の豊かさ」を求めて ～半農半X支援事業～



島根県の農村風景(吉賀町)

皆さんは、「半農半X(エックス)」という言葉を知っていますか？
これは、京都府綾部市に在住の塩見直紀さんが提唱された新しいライフスタイルの事を言います。「半農半X」のきちんとした定義はありませんが、農業収入の他に、兼業収入を加えて生計をたてるライフスタイル（いわゆる兼業就農）の事で、「半X」にあたる兼業部分には、限定がありません。

島根県では当初、「農業+a（アルファ）」に着目し、「UIターン就農者定住定着支援事業」としてU・Iターン者の支援を開始、24年度から「半農半X支援事業」と名称を変更してU・Iターン者の支援を行い、全国から注目を浴びています。この事業には、①就農前研修経費助成事業、②定住定着助成事業の2種類があり、それぞれ12万円/月（12ヶ月以内）を助成、あわせると最大で2年間の支援を受けることができます（要件として、① 市町村において策定する「半農半X」定住モデルを基本とした半農半X実践計画書を作成し、認定を受けた者 ② 農産物の販売金額は年間50万円以上であること ③ 必要な農業技術研修を6ヶ月以上受けること が必要です）。また、県では、「半X」の部分として、看護、介護、保育、蔵人の提案・募集も行っています。

今までに、この事業を活用して、県外から20～40歳代の17人がU・Iターンし、吉賀町、邑南町、浜田市等、県内の8市町で「半農半X」の生活を始めています。

皆さんのまわりに、「農のある暮らし」「農村の豊かさ」を求めるU・Iターン希望者は、いらっしゃいませんか？

【島根県が提案・募集する具体的な半農半X】

詳しくは、お問い合わせ先欄に記載した県農林水産部農業経営課のホームページ（新規就農のページ）をご覧ください。



【お問い合わせ先】島根県農林水産部農業経営課

TEL:0852-22-5394

島根県HPの新規就農のページ

<http://www.pref.shimane.lg.jp/nogyokeiei/ninaite/sinkishuunou.html>



島根県南西部に位置する浜田市弥栄（やさか）町の標高550mの中山間地に『有限会社やさか共同農場』があります。本共同農場は、昭和47年に都会から4名の青年が入植し、生活と生産の場が一つになった共同体を作るために設立した「弥栄之郷共同体」が前身です。休耕田を開墾し「農薬や化学肥料に頼らない農業」に取り組んだものの、わずかな農地で生産した

農産物では、冬季の出稼ぎが避けられない状況でした。このため、昭和51年からは、自ら生産した大豆を使い、冬場の大雪でも作業が可能な味噌の製造を始めることにしました。平成元年に事業拡大に伴い法人化し、今では社員も35名に増え、味噌は原料の大豆を自社生産だけでなく、地域の5つの集落営農組織等と連携して生産することで、年間約300tを販売する主力商品に成長しました。



味噌の仕込みの様子

また、新規就農者や農産物加工の職人などを育成するため、平成8年に「弥栄村農芸学校」を開校し、さらに、平成9年には有機農産物の生産拡大を目的とした「森の里工房」を設立するなど、地域の活性化に大きく貢献しています。

24年には、これらの取組が高く評価され、「第61回全国農業コンクール全国大会」においてはグランプリの「毎日農業大賞」を、「第51回農林水産祭」においては「日本農林漁業振興会会長賞」を受賞、さらに25年3月29日には、「トマト、トウガラシ、大豆、六条大麦を用いた商品開発と加工品5種類の製造販売事業」で、農林水産大臣から六次産業化・地産地消法に基づく認定を受けられました。今後は、他の市町村にも農場を展開することとしており、更なる活躍が期待されます。☆「有限会社やさか共同農場」のHPアドレスはこちら↓

http://fish.miraicle.ne.jp/sennin-g/yasaka/yasaka_backup/



いろいろな農産加工品があります。詳しくは、HPをご覧ください。

インフォメーション

経営所得安定対策（旧 農業者戸別所得補償制度）の加入受付を開始しました！

経営所得安定対策は、米、麦、大豆等の土地利用型作物を対象に、生産コストの赤字分を直接支払いにより補てんし、農家の方が安心して農業に従事できる環境を作るとともに、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するものです。加入申請の受付は、最寄りの地域農業再生協議会（市町村、JA）又は当センターまでお気軽にお問い合わせください（受付は、7月1日までです）。
※平成25年産の「経営所得安定対策」は、24年産の農業者戸別所得補償制度等と基本的に同じ枠組みで実施します。

- ◆電話番号
（フリーダイヤル）
0120-38-3786
さあ みなはいろろ
- ◆受付時間
平日 9時～17時

経営所得安定対策

検索